日本原子力研究開発機構が関係行政機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質の処分方法に関し検討をお願いする事項（１２月３日面談補足資料）

令和２年１２月１１日
原子力規制企画課

日本原子力研究開発機構（JAEA）が関係行政機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質の処分方法に関し、以下の観点からの検討をお願いしたい。

①機構法の業務の範囲

JAEA が機構法第 17 条１項９号により関係行政機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質について、新たに 10 号の附帯業務の対象とするなどして、処分等を行うようしていただけないか

②処分に係る費用

JAEA が関係行政機関から分析を受託した核燃料物質及び核原料物質の処分等をする場合における費用体系（例えば、RI 廃棄物に係るアイソトープ協会の費用体系のようなものを想定）を整備していただけないか。

③自治体等への説明

JAEA において核燃料物質及び核原料物質の処分等を行う場合に、原子力規制庁から自治体等関係機関への説明が必要かどうか。